

# 基調報告 I

## 落枝事件アンケート結果 ほか

(社)東北地域環境計画研究会

会長 由井正敏

# アンケート回収状況

機 関	依頼機関数	回答数	回収率
環境省自然公園関係	81	38	46.9 %
都道府県自然公園関係	47	34	72.3
都道府県森林公園関係	47	31	70.0
合 計	175	103	58.9 %

問2 あなた方に管理責任のある公園等で、これに近い事案の発生したことがありますか。 あればどんなことでしたか？

1	これまでのところ全く無い	59	57.3 %
2	似たような (または) 起こりかけた)事案があった	13	12.6
3	懸念される状態や事案はある	31	30.1
	計	103	100 %

問3 こうした事案にはどんな方法で対処したらいいでしょう？

1 国家賠償法による	26	25.2 %
2 道路賠償保険制度による	2	2.0
3 林道賠償責任保険制度による	0	0
4 わからない	30	29.1
5 その他の方法による	45	43.6
計	103	100 %

表-5 問3への自由意見

意見の類型 ( )は事例	意見数
自己責任 (自己管理、入山許可届出制、入山料徴収)	7
事前啓発 (標識標示、注意喚起、講習説明、広報)	10
懸念排除 (立入規制、施設歩道閉鎖、危険木石管理)	11
管理徹底 (巡視、調査、補修、立入規制、伐採排除)	11
別途保険 (民間保険への加入や新保険制度の創出期待)	30

#### 問4 これまでの補償制度で対処することに懸念や不安はありませんか？

該当するものに○印をし、その理由についてお聞かせください

1 懸念がない	7	6.8%
2 懸念がある	57	55.3
3 わからない (無答：1)	39	37.9
計	103	100 %

問6 公園施設等にも道路や林道にあるような賠償責任保険制度を設けるようにと期待する声が出ていますが、あなた方はどのように思われますか？

1 期待する	47	45.6 %
2 期待しない	4	3.9
3 わからない	47	45.6
4 その他	5	4.9
計	103	100 %

表-6 補償制度に対する不安材料の有無と内訳

意見の類型	意見数
国家賠償法があるから安心	2
別途保険にも加入しているから安心	4
国賠法を知らないから不安だ	9
保険に未加入だから不安だ	10
国賠法対応が不安だ（補償額,処理時間,基準不明確など）	18
国賠法の補償範囲が不安だ（担当者責任、保険範囲など）	23
自然相手の公園管理に適応する補償制度があるか不安だ	15
責任負荷の恐れ、公園管理論の未熟あきらめ	14
完全な公園管理など不可能（広範囲,多岐,予算人手不足）	4



平成 14 年4月24日公布 改正自然公園法

目等の責務)

三条 国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

国及び地方公共団体は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

# 幅広い道路では野鳥が少ない

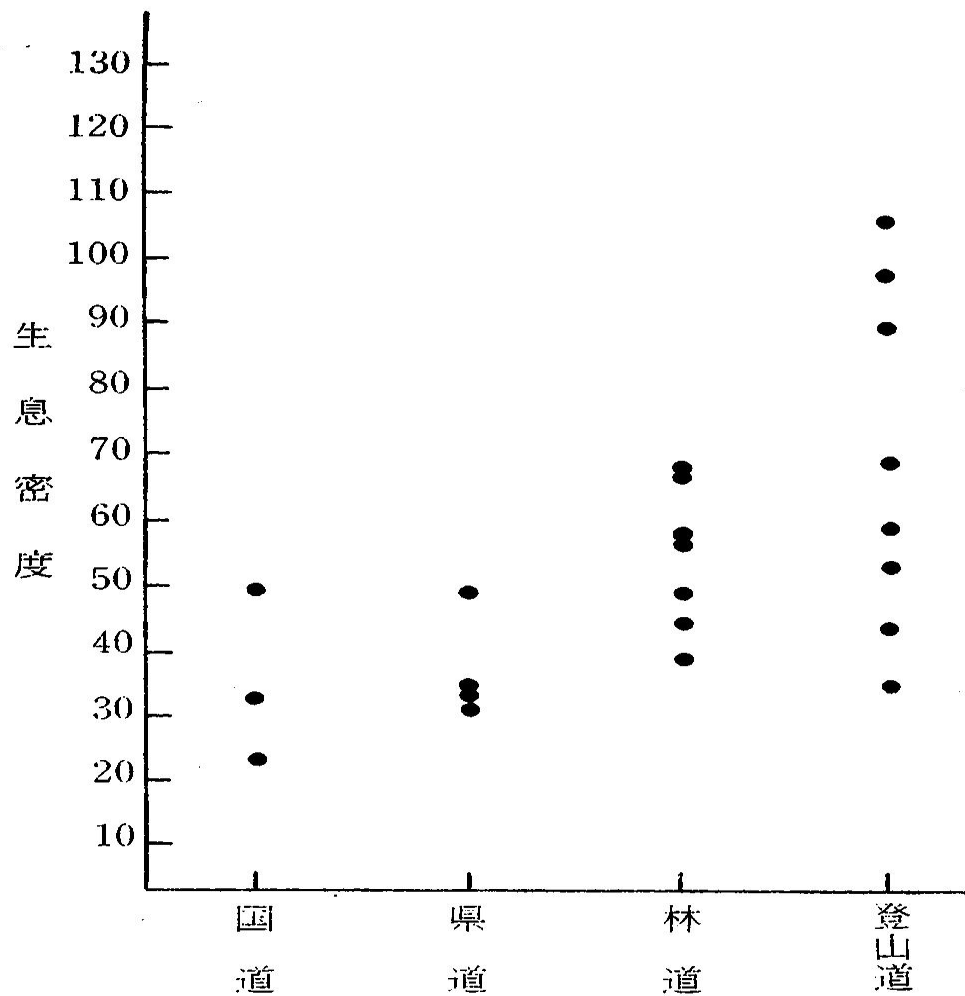


図 2-24 道路の種類と鳥類の生息密度 (観察個体数/時間) 千羽 (1976) による。

# 生態系保全と人への危険

## 生態系保全の視点

1. 森林の連続性の維持
2. 多様な動植物が基本構成要素
3. 枯れ木も重要な餌場・繁殖場

## 危険の想定(落枝・倒木 以外で)

1. 落石はどうする。
2. ハチ、クマ、ヘビなどはどうなる。  
これらは無主物で保険の範囲外か
3. 毒キノコや紅葉のきれいなウルシ類はどうなる。

# 保険における課題

1. 保険が効く範囲・効かない範囲。
  - a 対象事案
  - b 距離や幅・面積
  - c 日常管理の範囲
  - d 管理者責任の範囲
  
2. 保険料は？
  
3. B／C：コストベネフィット